

2023年10月17日  
No.2023-032

## 地方が取り残されないデジタル化に向けて

～デジタル化支援の「場」と「人」の拡充、取り組みの成果の把握が必要～

調査部 主任研究員 藤山光雄

### 《要 点》

- ◆ わが国では、地方を含め、通信インフラの整備は着実に進んできた。一方、通信インフラを利用する側のデジタル化の状況には、依然として地域あるいは年齢によって大きな差異が認められる。高齢化率の高い都道府県ほど、インターネット利用割合が低い傾向にあり、高齢化が進む地方において、いかに高齢者のデジタル活用を促すかが課題となっている。
- ◆ 高齢者がデジタル機器を利用していない理由をみると、必要性を感じないとの回答が多い。もっとも、地方に住む高齢者にとって、デジタル化は、①生活の利便性の向上、②仕事の効率化や新たな機会の創出、③災害時や緊急時の情報収集・連絡手段としての活用、などの面からメリットが大きい。
- ◆ 現在、国や地方自治体では、デジタル庁による「デジタル推進委員」の任命、総務省によるデジタル講習会の開催支援、地方自治体独自のデジタルデバインド対策などの取り組みが行われている。しかしながら、主な取り組みの場は携帯ショップとなっているのが実情であり、規模の小さな市町村を含め、全国津々浦々で十分な取り組みが行われているとは言い難い。
- ◆ 今後、地方やそこに住む高齢者が取り残されないわが国社会全体のデジタル化を実現していくためには、以下のような取り組みが求められる。
  - ① **高齢者に優しいインターフェースの工夫**：大前提として、スマートフォンという形態にとらわれず、デジタル機器やサービスのインターフェースを高齢者に使いやすいものとする必要がある。
  - ② **地域コミュニティの活用**：日常的なデジタルの活用の「場」、あるいは、指導役となる「人」の確保のために、地域コミュニティ（自治会や町内会）や学校、図書館、老人ホームなどを積極的に活用していくべきである。
  - ③ **国による積極的な関与**：財源や人材が不足しがちな規模の小さな自治体を含め、幅広い地域で高齢者のデジタル活用を進めていくためには、自治体任せではなく、国による全国共通の取り組みとサポートを一段と推進することが求められる。
  - ④ **取り組みの成果の把握と KPI の見直し**：取り組みの本質的な成果は、デジタル推進委員の数や講習会の実施回数だけでは測れない。デジタル推進委員の活動実績や、地域別・年齢別のデジタル化の度合いを計測・把握し、目標とすべきである。

本件に関するご照会は、調査部 主任研究員 藤山光雄 宛にお願いいたします。

Tel : 080-7154-4994  
Mail : [fujiyama.mitsuo@jri.co.jp](mailto:fujiyama.mitsuo@jri.co.jp)

[「経済・政策情報メールマガジン」](#)、[「X \(旧 Twitter\)」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

## 1. はじめに

わが国では、デジタル化が喫緊の課題となっている。そうしたなか、2021年9月に発足したデジタル庁は「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をミッションとしているほか<sup>1</sup>、2022年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとされている。すなわち、社会のデジタル化にあたっては、誰一人取り残されず、誰もがデジタル化の恩恵を受けられることが望まれる。

こうした観点から、わが国において相対的にデジタル化への対応が遅れがちとされる、地方が取り残されないデジタル化という視点が重要となる。そこで本稿では、地方のデジタル化の状況をあらためて確認するとともに、デジタル化が地方やそこに住む高齢者にもたらすメリットを指摘する。そのうえで、現在の国や地方自治体の取り組みとその課題を整理し、今後求められる施策を検討したい。

なお、「デジタル化」は、その主体や目的に応じて様々な意味を持ち得るが、本稿では、主に個人がデジタル機器やサービスを生活や仕事のなかで活用することができるようになるという「デジタル化」に焦点を当てる。民間企業や行政が効率的で利便性の高いデジタル・サービスを提供していたとしても、デジタル機器やサービスを上手く使うことができない、あるいは、そのメリットが分からないため利用しないという人々が一定程度いるのであれば、「誰一人取り残されないデジタル化」が実現しているとは言い難い。そうした人々にデジタル化する社会の恩恵を享受してもらうため、いかなる取り組みが求められているかを検討するのが、本稿の主題である<sup>2</sup>。

## 2. 地方におけるデジタル化の現状

### (1) 通信インフラ

まず、地方が取り残されないデジタル化を実現するための前提となる通信インフラの整備状況についてみると、固定ブロードバンド回線である光ファイバの世帯カバー率は2022年3月末時点で99.72%（未整備世帯約16万世帯）となっているほか<sup>3</sup>、携帯電話（4G）の人口カバー率は2019年3月末時点で99.99%に達している<sup>4</sup>。2020年に30%台であった5Gの人口カバー率も、2023年3月末時点で96.6%まで上昇した<sup>5</sup>。これらを踏まえると、地方を含め、通信インフラの整備は十分に進んでいると判断できる。

### (2) 地方・高齢者のインターネット利用

一方、通信インフラを利用する側のデジタル化の状況には、依然として地域あるいは年齢によって大きな差異が認められる。

<sup>1</sup> デジタル庁ウェブページ「ミッション・ビジョン・バリュー」 (<https://www.digital.go.jp/about/organization/>) を参照。

<sup>2</sup> 総務省「令和3年版情報通信白書」では、誰一人取り残されないデジタル化に必要な取り組みを、①利用者である国民のデジタル活用の促進、②供給者である民間企業・公的分野におけるデジタル化の推進、③デジタル社会の共通基盤の構築、に分類している。本稿では、主に①に焦点を当てるもの。

<sup>3</sup> 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（2023年4月25日）6ページ。

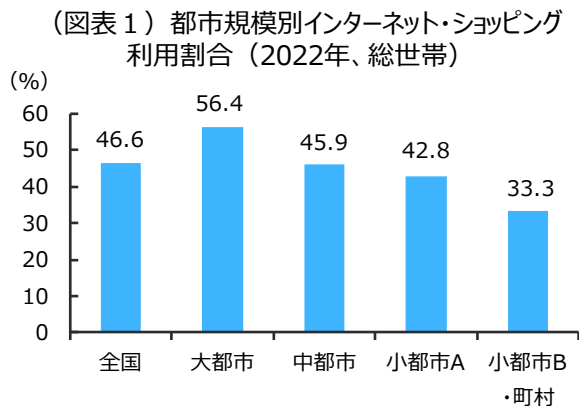
<sup>4</sup> 総務省「令和2年版情報通信白書」（2020年8月4日）7ページ。

<sup>5</sup> 総務省「5Gの整備状況（令和4年度末）」（2023年8月3日）。

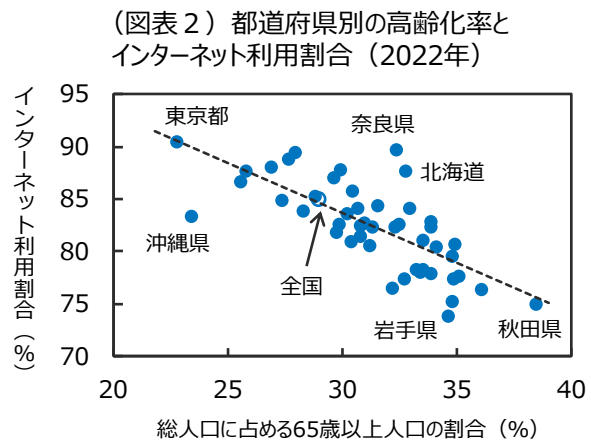


都市規模別のインターネット・ショッピング利用割合をみると、規模が小さいほど利用割合が低く、大都市（政令指定都市および東京都区部）と市町村（人口5万人未満）では、20%ポイント強の差がある（図表1）。

また、都道府県別のインターネット利用割合は、最も高いグループで90%前後、最も低いグループで75%前後と15%程度の差がある（図表2）。この都道府県別インターネット利用割合と都道府県別高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の関係を見ると、高齢化率の高い都道府県ほど、インターネット利用割合が低い傾向にあり、高齢化が進む地方において、いかに高齢者のデジタル活用を促すかが課題となっていることが分かる。



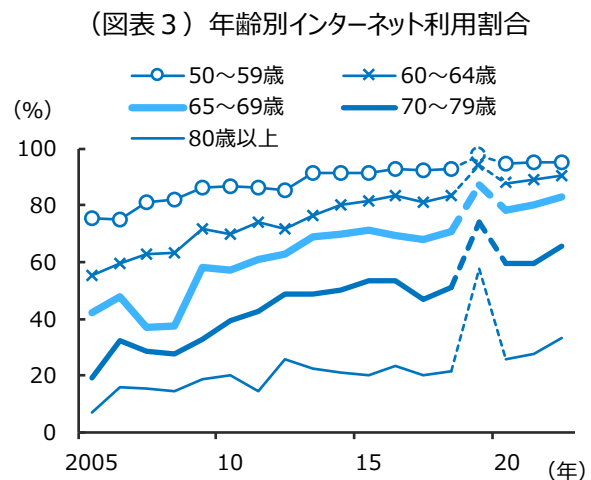
(資料) 総務省「家計消費状況調査」を基に日本総研作成  
(注) 大都市は政令指定都市および東京都区部、中都市は大都市を除く人口15万人以上の市、小都市Aは人口5万人以上15万人未満の市、小都市B・町村は人口5万人未満の市および町村。



(資料) 総務省「通信利用動向調査」、「人口推計」を基に日本総研作成  
(注) インターネット利用割合は、過去1年間に利用経験がある者の割合。

ちなみに、高齢者のインターネット利用は決して増えていないわけではなく、時系列で見ると、緩やかながら着実に上昇傾向にある（図表3）。ただし、足元（2022年）のインターネット利用割合は、60～64歳では90%超に達している一方、65～69歳では80%台前半、70歳代は60%台半ば、80歳以上は30%強にとどまっている。同時期の65～79歳の人口は2,393万人、80歳以上の人口は783万人であり<sup>6</sup>、簡単に試算すると、65～79歳で692万人、80歳以上で523万人がインターネットを利用していないことになる。

では、高齢者がインターネットを利用してい

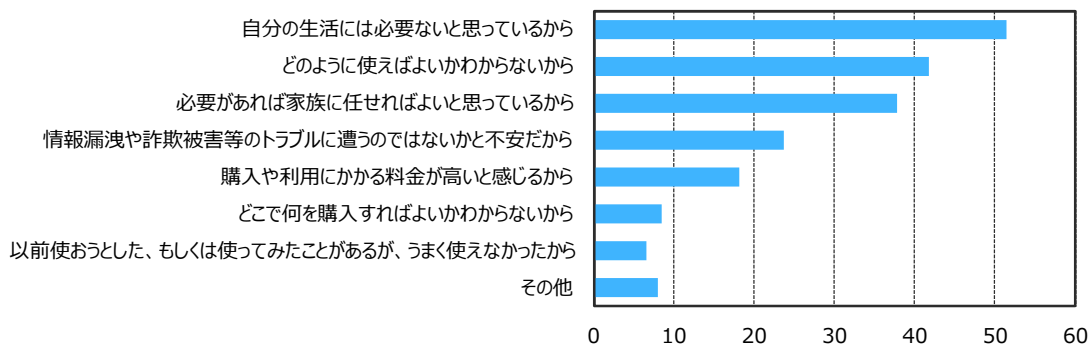


(資料) 総務省「通信利用動向調査」を基に日本総研作成  
(注) 2019年は調査票の設計が一部例年と異なっており、経年比較が困難。参考として図示。

<sup>6</sup> 総務省「人口推計」。

ない理由はどこにあるのだろうか。内閣府の世論調査をみると、自分の生活には必要ないとの回答が最も多く、利用方法が分からないとの回答を上回る（図表4）。すなわち、高齢者のインターネット利用を促進するためには、使い方を覚えてもらうだけでなく、インターネットを利用することができるようになることやデジタル化のメリットを認知してもらうことが重要となる。

（図表4）スマートフォンやタブレットを利用していない理由（65歳以上）



（資料）内閣府「情報通信機器の利活用に関する世論調査」（2021年1月29日）を基に日本総研作成（%）  
 （注1）調査期間は、2020年10月1日～11月15日。  
 （注2）対象は、スマートフォンやタブレットを「ほとんど利用していない」、「利用していない」と答えた者。複数回答。

### 3. デジタル化が地方や高齢者にもたらすメリット

前章でみた地方におけるデジタル化の現状を踏まえると、「地方が取り残されないデジタル化」を実現するためには、「地方に住む高齢者が取り残されないデジタル化」に取り組む必要がある。ただし、多くの高齢者が感じているように、生活のなかで本当にデジタル化が必要ないのであれば、無理にデジタル機器やサービスの活用を押し付けることは望ましくない。そこで、デジタル化が地方に住む高齢者にもたらすメリットとして、以下3点を指摘したい。

第1に、生活の利便性の向上である。具体的には、買い物や行政手続、診察などが、オンラインでできるようになる。とりわけ地方では、店舗や役所、病院などの施設が自宅から離れており、公共の交通手段も限られることが多く、高齢者が気軽に外出することが難しい場合がある。そうした際に、オンライン・ショッピングやオンラインによる行政手続、オンライン診療などを活用できれば、家に居ながらにして必要な用事を済ませることができる。また、デジタル機器と通信回線を用いれば、地理的な制約を気にせずに、メールやSNS、テレビ電話などで様々な人と交流することができる。離れて暮らす子供や孫あるいは遠方の有人・知人と、日頃からコミュニケーションを取ることができるようになることは、地方に住む高齢者にとって大きなメリットとなろう<sup>7</sup>。

第2に、仕事の効率化や新たな機会の創出である。地方では、高齢者であっても小売店や飲食店、農林水産業などの家業に従事している人が少なくない。そうした人達が事務作業にデジタル技術を活用することができれば、仕事の効率化が期待できる<sup>8</sup>。さらにデジタル化を進め、インターネット

<sup>7</sup> 平成19年度総務省委託調査「高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する調査研究 報告書」（2008年3月、アライド・ブレインズ株式会社）では、ICTの利活用は、コミュニケーションの活性化のほか、健康面の改善や居場所と役割の形成などを通じて、高齢者の意欲や生活満足度の向上につながると指摘している。

<sup>8</sup> ここでのデジタル技術の活用は、業務システムの導入といった本格的なものだけでなく、表計算ソフトによる帳

販売を手掛けることができれば、地方に居ながらにして全国の潜在的な顧客にアプローチする機会を得ることもできる。

第3に、災害時や緊急時の情報収集・連絡手段としての活用である。台風や地震などの災害時に、高齢者は自力での避難が難しい災害弱者となりやすい。また、病気やケガの際には、いかに迅速に救急や家族に連絡できるかが生死を分けることもある。スマホやタブレットを保有していれば、情報収集や外部との連絡に活用できるほか、避難所や病院など自宅以外の場所でも、引き続き家族などと連絡を取り合うことができる。

なお、地方の高齢者のデジタル活用は、地方で若者が活躍する上でも重要である。地方で若者が暮らしていく際に、必要に応じて高齢者を含む地域の人々とデジタル機器を介してコミュニケーションできる、あるいは、何らかの事業を行う際に地域の人々がデジタル技術を活用できるという環境があれば、若者にとって、より働きやすく暮らしやすい場となろう。

#### 4. 国・地方自治体の取り組みの現状と課題

国や地方自治体では、既に地方や高齢者が取り残されないデジタル化の実現のための取り組みが行われている。

##### (1) デジタル庁の「デジタル推進委員」

デジタル推進委員は、デジタル田園都市国家構想の中で打ち出されたもので、2022年度から運用が始まっている。デジタル推進委員は、デジタル庁の任命を受け、デジタル機器・サービスに不慣れた人々に対し、講習会等で、①マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法、②各地で実装されているデジタルサービスの利用方法、③デジタル機器・サービスの利用方法、について教える、または利用のサポートを行う<sup>9</sup>。デジタル推進委員の任命には要件が設けられており、所定の団体等（各団体に所属する企業も対象）に所属する者で、デジタル推進委員の活動に意欲があり、デジタル庁が指定するデジタル機器・サービスの利用方法に関する解説動画等のコンテンツを視聴した者、あるいは、国や地方自治体を実施する事業において既に何らかの活動を行っている者となっている。

ただし、所定の団体には、日本経済団体連合会や新経済連盟、全国銀行協会、全国信用金庫協会、各地の商工会・商工会議所・商店街振興組合連合会・青年会議所・社会福祉協議会など、多くの団体が指定されており、前者の要件による任命のハードルは高くない。また、任命された場合に、講習会等の何らかの取り組みが義務付けられるわけではない一方、取り組みに応じて国から報酬が支払われるわけでもない。

2023年3月末時点で約2.3万人がデジタル推進委員として任命されており、それらの人々の職業は公表されていないものの、自らの業務と親和性の高い携帯キャリアショップの店員が多くを占めるとみられる。スマートフォンやタブレットの販売を行う携帯キャリアショップの店員がデジタル推進委員として活躍することは、デジタル機器・サービスに関する知識の豊富さや相談の場と

---

簿の管理、調達先や納品先とのメールのやり取りなど、簡易的なものも含む。そうしたデジタル化であっても、効率化のメリットは十分にあると推測される。

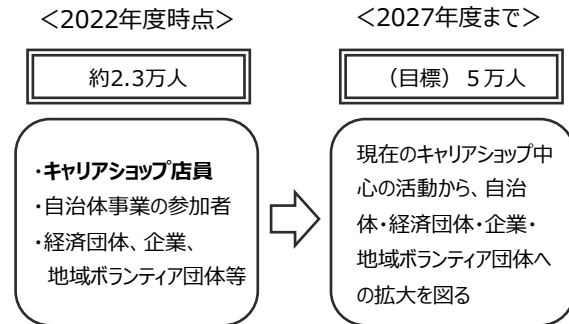
<sup>9</sup> デジタル庁「デジタル推進委員の取組」 ([https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_promotion\\_staff](https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff)) を参照。



しての分かりやすさなどから、デジタル推進委員の取り組みの基盤確保に寄与してきたといえる。

一方、デジタルに不慣れな人達のデジタル活用に自ら貢献したいと思う人々を募り、その活動をデジタル庁が後押ししていくというデジタル推進委員のあり方を踏まえると、デジタル推進委員の大半をデジタル機器の販売やサービスの提供を行う携帯キャリアのショップ店員が占めるという状態は十分とはいえない。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、2027年度までにデジタル推進委員を5万人に増やすとの目標（KPI）が示されており、今後、地域住民やNPO、ボランティア団体など、キャリアショップ店員以外へどのように広げていくかが課題となる（図表5）。

（図表5）デジタル推進委員の取り組みの強化



（資料）デジタル田園都市国家実現会議「当面の重点検討課題」（2023年6月16日）などを基に日本総研作成

## （2）総務省の「デジタル活用支援推進事業」と地方自治体独自のスマホ講座等

デジタル活用支援推進事業は、総務省が2021年度から開始している事業で、スマートフォンやアプリの利用方法、オンラインによる行政サービスの手続き方法などに関する講習会を実施する団体等を対象に、その活動に要する経費について補助金を支給するものである。具体的には、スマートフォン等を販売する携帯ショップでショップ店員が実施する講習会（全国展開型）や、地方自治体と連携し、地域のICT企業あるいは社会福祉協議会等が公民館等で実施する講習会（地域連携型）、携帯ショップがない市町村などで自治体が携帯キャリア等に講師の派遣を依頼し開催する講習会（講師派遣型）が想定されている。

2022年度の事業実績をみると、全体の受講者は65万人を超えているものの、携帯ショップで開催される全国展開型の講習会が大部分を占めている（図表6）。図表6で参照した総務省の事業総括資料によると、とりわけ携帯ショップがない自治体での開催実績に乏しく、そうした749市町村（2022年6月20日時点）に限った受講者数は、合計1万人弱（地域連携型：9,632人、講師派遣型：104人）にとどまっております。そのような地域への活動の広がりが課題といえる<sup>10</sup>。

（図表6）「デジタル活用支援推進事業」の2022年度実績

	全国展開型	地域連携型	講師派遣型
実施箇所数	4,454箇所	326箇所 (62箇所)	24箇所 (2箇所)
講習会等の実施コマ数	417,598コマ	11,809コマ (2,002コマ)	246コマ (18コマ)
延べ受講者数	578,347人	70,771人 (9,632人)	1,609人 (104人)

（資料）総務省「令和4年度デジタル活用支援推進事業の総括」（2023年5月17日）を元に日本総研作成

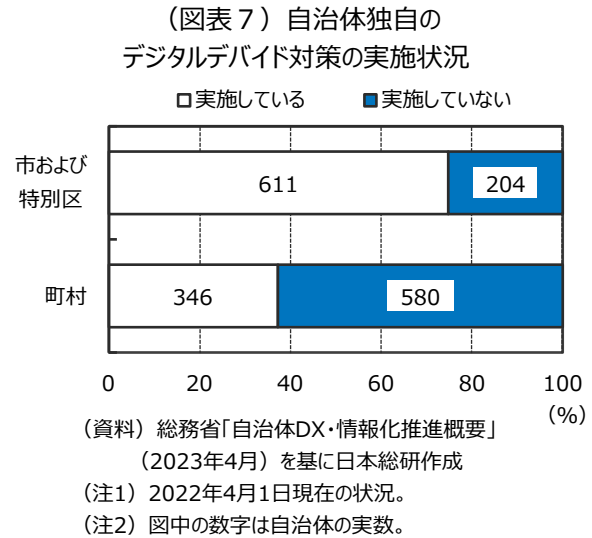
（注1）地域連携型の実施箇所数は、連携自治体の数。

（注2）地域連携型、講師派遣型のカッコ内の数値は、携帯ショップがない市町村における実績。

（注3）事業実施期間は、2022年5月～23年2月。

<sup>10</sup> 携帯ショップで開催される講習会（全国展開型）については、財務省「予算執行調査資料 総括調査票（令和5年6月公表分）」において、1コマ当たりの受講者数が平均1.4人、受講者1人での開催が全体の7割超と、非効率な執行になっていると指摘されており、受講者の募集等にさらなる工夫が必要と考えられる。

一方、総務省の支援事業とは別に、地方自治体のなかには、独自にデジタルデバインド対策を実施している自治体もある。ただし、総務省の調査によると、2022年4月時点で6割超の町村で対策が実施されておらず、市および特別区でも4分の1が実施していないと回答している（図表7）。「誰一人取り残されないデジタル化」を目指すうえで、全国津々浦々で十分な取り組みが行われているとは言い難い。



## 5. 求められる取り組み

以上を踏まえ、地方の高齢者が取り残されないデジタル化のために必要な取り組みとして、①高齢者に優しいインターフェースの工夫、②地域コミュニティ等の活用、③国による積極的な関与、④取り組みの成果の把握とKPIの見直し、の4点を指摘したい。

なお、デジタル機器や通信回線のコスト負担の問題や、デジタル化に対する考え方の違いなどもあるため、必ずしもデジタル利用者100%を目指す必要はない。ただし、少なくとも、デジタル化の恩恵を十分に認知していない層にメリットを知ってもらうこと、デジタル機器の利用に抵抗感がある層に利用しやすい環境を提供することが重要となる。

### (1) 高齢者に優しいインターフェースの工夫

まず、大前提として、デジタル機器やサービスのインターフェースを高齢者に使いやすいものとする必要がある。現在でも、高齢者向けスマートフォンとして、大きな文字やボタンが配置され、操作方法の分かりやすさに配慮したスマートフォンが販売されている。もっとも、高齢になればなるほど、スマートフォンの画面の小ささや操作の難しさがハードルになってくる。こうした観点からは、スマートフォンではなく、より画面が大きく、操作が容易なタブレットの利用を促すことも選択肢となる。さらに、携帯性を重視せず、自宅でインターネットを利用するという観点からは、高齢者世帯の多くが日常的に使い慣れているテレビを活用することも考えられる<sup>11</sup>。インターネットに接続されたテレビとともに、音声入力やAIによる応答などを組み合わせることで、高齢者にとって使い勝手の良いインターフェースを提供できるのではないかと。

さらに、デジタル機器を家電として捉えると、定期的な充電やパスワードの管理、ソフトウェアのインストール・バージョンアップなど、機器の設定・管理が高齢者にとって極めて大きな負担となる。理想的には、デジタル機器も、コンセントに差し込むだけで直感的に操作・利用できる従来の家電のような存在を目指していくべきといえる。ただし、技術面・コスト面の制約などから、一

<sup>11</sup> 総務省「通信利用動向調査」(2022年)によると、テレビの世帯保有率は、世帯主年齢が65～69歳で97.0%、同70～79歳で97.2%、同80歳以上で96.1%。



足飛びにそうした環境を実現するのは難しく、今後のイノベーションに期待したい。

## （２）地域コミュニティ等の活用

次に、デジタル機器やサービスに関する講習会の開催や、日常的なデジタルの活用の「場」、あるいは、指導役となる「人」の確保のために、地域コミュニティ（自治会や町内会）や学校、図書館、老人ホームなどを積極的に活用していくべきである。

このうち、地域コミュニティの活用については、自治会や町内会など地域活動のデジタル化と合わせて進めていくことが効果的といえる。総務省の地域コミュニティに関する報告書<sup>12</sup>では、地域活動のデジタル化を進める必要性について、「自治会等の内部における情報共有の効率化・迅速化、市区町村と自治会等との間の連絡調整の合理化といった効率化の側面に止まらず、地域コミュニティの様々な主体の活動の見える化を通じた参加促進や、例えば高齢者・子どもや被災住民のリアルタイムでの安否確認といった地域福祉・防災分野等における新たなサービス・価値を生むことも可能にする」と指摘している。地域コミュニティのデジタル化によって、地域活動に若年層を呼び込むことができれば、日常的な地域活動のなかで、そうした人々が高齢者等にデジタル化のメリットやデジタル機器・サービスの使い方を教える機会が生まれるという好循環が期待できる。

学校や図書館の活用は、講習会を開催するための場の確保という側面に加え、学校に通う子どもの保護者や図書館の利用者の協力を得ることができれば、高齢者等のデジタル化をサポートする講師の確保にも資するものとなる。また、高齢者が日々の生活を送る老人ホームは、講習会の場としてだけでなく、デジタル化を日常生活に取り込んでいくことを継続的にサポートできる場として位置付けることも可能である。

高齢者のデジタル活用を確実に進めるためには、デジタル機器やサービスを日常的に使う機会の創出が求められる。講習会等で使い方を知ったとしても、日常的に利用する機会がなければ、デジタル化が定着しないままとなってしまうかねない。そのため、自治会や町内会、学校・図書館など、地域に密着した場でデジタルに触れる機会を提供していくことも重要となろう。

## （３）国による積極的な関与

前章の地方自治体独自の取り組みの実施状況でみたように、依然としてデジタルデバインド対策を実施していない地方自治体も多い（前掲図表7）。とりわけ規模の小さな自治体では、講習会を開催するためのコスト負担やノウハウ不足が課題となりやすく、対策を実施したいと考えていても、実施できていない自治体も多いと推測される。国による支援も行われているものの、前述の通り、総務省の「デジタル活用支援推進事業」においても携帯ショップがない市町村での取り組みには遅れがみられる。

規模の小さな自治体も含め、幅広い地域で高齢者のデジタル活用をサポートしていくためには、自治体任せではなく、国による全国共通の取り組みを一段と推進することが求められる。具体的には、携帯ショップ等でこれまでに行われてきた講習会のノウハウのマニュアル化や横展開、デジタル庁が任命するデジタル推進委員の地方への派遣など、国による取り組みをさらに強化していくこ

<sup>12</sup> 総務省「地域コミュニティに関する研究会 報告書」（2022年4月）。

とが考えられる。地域の取り組みを国が主導することの是非については、地方自治の観点から慎重な検討が必要な場合もあるものの、デジタル機器やサービスの使い方に地域の独自性があるわけではない。

#### （４）取り組みの成果の把握と KPI の見直し

現在、デジタル田園都市国家構想総合戦略の「誰一人取り残されないための取組」において設定されている KPI（重要業績評価指標）は、2027 年度までにデジタル推進委員を 5 万人に増やすという点のみである。しかしながら、デジタル推進委員に任命されるためのハードルはそれほど高くななく、講習会の実施といった何らかの活動が義務付けられるわけでもない。そのため、任命されたものの、実際の活動は行っていないというデジタル推進委員が増えてしまう恐れがある。また、現在は携帯電話のキャリアショップ店員がデジタル推進委員の多くを占めており、その多様化が今後の取り組みの強化方針として挙げられている（前掲図表 5）。これらを踏まえると、デジタル推進委員については、人数に加え、職業などの属性も可能な範囲で公表するとともに、活動実績に関する定量的な目標を定めるべきである。

また、スマートフォン等の講習会について、実施箇所や実施回数が実績として強調されているものの、取り組みの本質的な成果は、受講者が講習の内容をしっかりと理解し、講習後もスマートフォン等を継続的に活用できているかどうかにある。さらに、デジタル田園都市国家構想が地域活性化を意図したものであることを踏まえると、地域ごとの状況を把握することも重要になる。総務省のデジタル活用支援推進事業の各年度の総括資料のなかで、講習会の理解度などを聞いた受講者に対するアンケートの結果が掲載されているが<sup>13</sup>、同一の質問による定期的な調査の実施による効果の把握や地域別の結果の公表など、さらなる拡充が望まれる。

さらに、本稿の図表 2 および図表 3 では、総務省が毎年実施している「通信利用動向調査」を用いて、都道府県別のインターネット利用割合と年齢別のインターネット利用割合を示しているが、同統計では都道府県別と年齢別のクロス集計が公表されていないため、都道府県別かつ年齢別のインターネット利用割合を知ることができない。地域における国民のデジタル化の現状を把握することができる統計として、公表内容の拡充が求められる。

## 6. おわりに

「地方が取り残されないデジタル化」に向けた取り組みは、マイナンバーカードを用いたオンライン行政サービスの活用や、2023 年 10 月に開始されたインボイス制度におけるデジタルインボイスへの対応など、デジタル化による効率化や利便性の向上といった恩恵を、地方を含む多くの人々が享受するためにも欠かせない。

他方、取り組みの対象が主に高齢者となるため、PC やスマートフォンを使いこなす今の現役世代が高齢者になる頃には、自然と課題は解決するとの見方もある。しかしながら、時間とともに新たなデジタル機器やサービスが登場し、新たな高齢者がそれらを使いこなせないことも十分に考え

<sup>13</sup> 例えば、総務省「令和 4 年度デジタル活用支援推進事業の総括」（2023 年 5 月 17 日）、「令和 3 年度デジタル活用支援推進事業の総括」（2022 年 9 月 16 日）など。

得る。長期的な視点からデジタル化を根付かせるためには、新たなデジタル機器やサービスに不慣れな人々をサポートするための取り組みを、制度的・システムの構築しておくことが重要となる。

以 上

<参考文献>

- ・岩崎薫里 [2021] . 「本格的なデジタル社会の実現に向けたデジタル・リテラシーとは」 日本総合研究所『JRI レビュー』Vol.7, No.91
- ・内閣官房 [2022] . 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」 (2022年12月23日)
- ・内閣府 [2023] . 「地域の経済2022」 (2023年1月30日)
- ・原田光隆 [2023] . 「デジタルデバイドの現状とその是正に向けた取組」 国立国会図書館 (2023年3月16日)